

## 静岡県がんセンター局管理規程第4号

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年11月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(現金領収) <b>第25条</b> 企業出納員及び現金取扱員は、現金を領収したときは、現金領収書（様式第28号）を交付しなければならない。ただし、管理者が認める収入については、この管理規程の様式によらない領収書を発行することができる。	(現金領収) <b>第25条</b> 企業出納員及び現金取扱員は、現金を領収したときは、現金領収書（様式第28号）を交付しなければならない。ただし、管理者が認める収入については、 <u>現金領収書の交付を省略し、又はこの管理規程の様式によらない領収書を発行することができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この管理規程は、令和6年12月1日から施行する。